

ASUENE CAREER利用条件

第1条 適用

本利用条件は、当社と利用企業との間の本サービスの利用に関する権利義務関係を定めることを目的とし、当社と利用企業との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。

第2条 定義

本利用条件において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「候補者等」とは、当社が利用企業に対し紹介した候補者その他の求職者を意味します。
- (2) 「採用」とは、雇用契約、契約社員契約、嘱託社員契約、パートタイム契約、アルバイト契約、請負契約、業務委託契約、委任契約、準委任契約等、その名称及び契約期間、契約書面の有無にかかわらず、候補者等を利用企業の業務に従事させることを意味します。
- (3) 「入社」とは、候補者等が、従業員・業務委託契約者・コンサルタント・代理人等の形態は問わず、利用企業と雇用関係に類する契約を結び、業務を開始した状態のことを指します。
- (4) 「本サービス」とは、当社が運営する「ASUENE CAREER」という名称のGX・ESG人材特化型人材コンサルティングサービスを意味します。
- (5) 「本システム」とは、本プラットフォームに係るシステムを意味します。
- (6) 「本プラットフォーム」とは、当社が運営するウェブサイト (<https://earthene.com/career>) への求人情報の掲載及びこれに付随する採用支援サービスを提供する、「ASUENE CAREER」という名称のプラットフォームを意味します。
- (7) 「利用企業」とは、本利用条件に同意した上で利用契約を締結した企業を意味します。
- (8) 「理論年収」とは、以下の算定方法に基づいて計算される金額を意味します。
月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数＋サインアップボーナス
※1 月額固定給とは、基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当を含みます。
※2 通勤交通費、一律支給でない時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含みません。
※3 年俸制の場合は年俸額を、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を、理論年収とします。

第3条 利用申込

1. 本サービスの利用を希望する企業（以下「利用希望企業」といいます。）は、本利用条件を遵守することに同意し、かつ当社の指定する内容及び形式の本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」といいます。）に必要な事項を記入し、利用契約を締結するものとします。
2. 前項に定める本サービスの利用の申込みは必ず本サービスを利用する利用企業自身が利用契約締結に係る正当な権限を有する役職員によって行わなければならない、原則として代理人による申込みは認められません。また、利用希望企業は、当該申込みにあたり当社に提供する情報について、真実、正確かつ最新の情報であることを保証するものとします。
3. 当社は、第1項に基づき本サービスの利用の申込みを行った利用希望企業が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、当該申込みを拒否することがあります。
 - (1) 本利用条件に違反（表明保証違反を含みます。）するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (2) 当社に提供された情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 過去に利用契約を解除された者である場合
 - (4) 資産、信用状態が悪化しており、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (5) その他、当社が、利用希望企業が本サービスを利用することを適当でないと合理的に

- 判断した場合
4. 当社は、前項その他当社の基準に従って、利用希望企業による本サービスの利用の可否を判断し、当社が利用希望企業に本サービスの利用を認める場合にはその旨を利用希望企業に通知します。かかる通知が到達した時点で、利用契約が利用希望企業と当社間に成立します。
 5. 利用契約書と本利用条件の内容が異なる場合には、利用契約書の条項が優先して効力を有するものとします。

第4条 本サービスの内容

本サービスは、利用企業の求人要件に該当すると当社が判断した人材のうち、利用企業に応募する意思を示した人材を、利用企業に対して紹介するサービスです。当社は、有料職業紹介事業者として、通常課される責任において、人材紹介サービスを誠実に遂行します。

第5条 利用企業の遵守事項

1. 利用企業は、本サービスの遂行のため、当社に対して、求人に関する情報を適切に通知するものとします。
2. 利用企業は、当社が利用企業に対して紹介した候補者等が、他企業の求人に応募することがあることを確認します。
3. 利用企業は、候補者等について利用企業の判断に基づく選考を実施の上、その採用の可否を判断します。
4. 利用企業は、候補者等の採用を決定した場合、候補者等に対して内定通知書、またはこれと同等の事項を記載した書面(労働基準法第15条に基づく労働条件が明示されたもの)を交付するとともに、当社に対してその写し等を交付します。
5. 求人要件その他必要事項の開示・提供
 - (1) 利用企業は、当社が候補者等へ適切な求人内容の伝達を行うために求人要件その他求人に関する必要な情報を当社に対して提供します。
 - (2) 当社は、利用企業から提供された求人要件その他求人に関する情報に基づき求人票を作成・開示・公開します。
 - (3) 利用企業は、当社の作成した求人票の内容について変更等の必要がある場合、速やかに当社にその旨を通知します。
 - (4) 利用企業は、求人票および一般に公開されている利用企業の企業情報等について当社が独自に収集した情報を、当社が候補者等に対して提供することに予め同意するものとします。但し、利用企業が事前に開示・公開を希望しない旨を当社に指定した場合を除きます。
 - (5) 利用企業は、求人票および当社が独自に収集した利用企業の情報等を、当社が候補者等を募集するために、当社または当社の業務提携先のウェブサイト等において開示・公開することに予め同意するものとします。但し、利用企業が事前に開示・公開を希望しない旨を当社に指定した場合を除きます。
 - (6) 利用企業は、本プラットフォーム及び本システムを利用するためには、別途本プラットフォームの利用契約を締結する必要があります。
 - (7) 利用企業は当社Webサイトでロゴ使用、導入事例での協力、導入に関するプレスリリースの掲載を承諾します。但し、利用企業が事前に当該使用等を希望しない旨を当社に指定した場合を除きます。

第6条 求人

- (1) 本契約に基づき依頼を受けた求人は、当社の裁量に基づいて本システムへ代理で登録を行います。
- (2) 利用企業の同意を得た求人に関しては、本プラットフォーム内の求人特集ページに掲載されることがあります。

第7条 報酬及び支払方法等

1. 利用企業は、当社から紹介された候補者等の採用を決定し、当該候補者等が利用企業に入社した場合、当社に本サービスの報酬を支払います。
2. 本サービスの報酬は、本利用契約に定める成功報酬に消費税を加算した金額とします。
3. 候補者等が内定辞退その他の理由により利用企業に入社しなかった場合、報酬は発生しないものとし、また、当社は当該候補者等が入社に至らなかったことについて、何ら責任を負わ

ないものとします。また、候補者等が就業開始後、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇となった場合、報酬の一部を以下の通り返還します。

・1か月未満：成功報酬の50%、1か月以上3か月未満：成功報酬の30%、3か月以上6か月未満：成功報酬の10%

4. 当社は、当該決定者の入社日以降、速やかに当該サービスの報酬について請求書を発行します。

第8条 禁止行為

1. 利用企業は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならず、第三者をして当該行為を行わせないものとします。
 - (1) 当社、又は他の利用企業、外部事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
 - (2) 本利用条件により明示的に許容される場合を除き、本サービス若しくは本サービスにより得た情報を第三者に利用させ、又は第三者へ販売、提供若しくは開示する行為
 - (3) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (4) 本サービスと同種又は類似のサービスを提供する行為
 - (5) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (6) 本利用条件又は利用契約で定める目的以外の目的に本サービスを利用する行為
 - (7) 法令又は当社若しくは利用企業が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - (8) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - (9) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのあると合理的に認められる行為
 - (10) 以下に定める求人情報等の情報及びその送信、再送信に関する禁止事項に該当する行為
 - (i) 法令の定めに違反し、又はそのおそれのある求人情報等の情報を送信、再送信すること
 - (ii) その他当社が不適切と判断する求人情報等の情報を送信、再送信すること
 - (11) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為
2. 当社は、本サービスにおける利用企業による行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合には、利用企業に事前に通知することなく、以下の各号に定める措置を単独で、又は複数組み合わせる講じることができるものとします。当社は、当社の責めに帰すべき場合を除き、本項に基づき当社が行った措置に基づき利用企業に生じた損害について一切の責任を負いません。
 - (1) 本サービスの提供の中断又は停止
 - (2) 利用契約の解除

第9条 解 除

1. 当社は、利用企業が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該利用企業について本サービスの利用を一時的に停止し、又は利用契約を解除することができます。また、利用企業は、当社が、第1号、第6号から第12号までに定める事由のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、利用契約を解除することができます。
 - (1) 本利用条件のいずれかの条項に違反（表明保証違反を含みます。）した場合
 - (2) 当社に提供した情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 当社、他の利用企業、外部事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 外部事業者の利用規約に違反したことその他の理由によって、利用企業が外部事業者から、そのサービスの提供や連携を受けられなくなった場合
 - (5) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (7) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は電子交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
 - (8) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合

- (9) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (10) 解散した場合、清算開始となった場合、
 - (11) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けた場合
 - (12) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合、又は事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡した場合
 - (13) 第3条第3項各号に該当する場合
 - (14) その他、当社が利用企業としての利用の継続を適当でないと合理的に判断した場合
- 2. 利用企業が前項各号のいずれかの事由に該当した場合、利用企業は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
 - 3. 利用企業は、2ヶ月前までに書面により当社に通知することにより、利用契約を中途解約することができます。
 - 4. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により利用企業に生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。
 - 5. 利用契約が終了した場合、当社は、利用契約終了時において利用企業から要求があったときには、当社が保有する利用企業に係るデータのうち特定の個人に関する情報を、当社が合理的であると考える方法にて削除するものとします。
 - 6. 利用企業は本利用条件に明記される場合のほか、利用契約を解除及び解約をすることはできないものとします。

第10条 保証の否認及び免責

- 1. 当社は、本サービスの利用に伴って生じる結果につきいかなる保証も行うものではありません。本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当社は本サービス及び本サービスを通じて提供された成果について、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、保証を致しません。但し、当社は、本サービス提供のプロセスにおいて、商業上合理的な善管注意義務及び最善の努力を果たすものとします。
- 2. 利用企業の提供した情報の誤りに起因して、利用企業に損害が生じた場合でも、当社の責に帰すべき場合を除き、当社は当該損害について一切の責任を負いません。
- 3. 利用企業が当社から直接又は間接に、本サービス、本システム、公式ウェブサイト、本サービスの他の利用企業その他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は利用企業に対し本利用条件において規定されている内容を超えていかなる保証も行うものではありません。
- 4. 利用企業は、本サービスを利用することが、利用企業に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、利用企業による本サービスの利用が、利用企業に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

第11条 利用企業又は当社の賠償等の責任

- 1. 利用企業又は当社は、利用契約又は本利用条件に違反（表明保証違反を含みます。）することにより、又は本サービスの利用に関連して相手方に損害を与えた場合、相手方に対しその損害を賠償しなければなりません。
- 2. 利用企業が、本サービスに関連して他の利用企業、外部事業者その他第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、利用企業の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
- 3. 利用企業は、第7条の規定に基づき成功報酬の支払義務が発生したにもかかわらず、当社による成功報酬の徴収を妨げる行為を行った場合（当社に対して第5条第4項の通知を行わなかった場合や、入社的前後にかかわらず事実上反する理論年収を報告する等虚偽の報告を行った場合を含みますが、これらに限られません。）、当社に対し、第1項に定める損害賠償金とは別途、違約金として成功報酬の3倍相当額又は300万円のいずれか高い金額を支払うものとします。但し、当該行為が利用企業の故意又は重過失によるものでないと当社が判断した場合は、当社の裁量により違約金の全部又は一部を免除することができるものとします。

第12条 秘密保持

- 1. 本利用条件において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、利用企業及

び当社が、相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示された、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する情報（利用企業に関しては、本サービスの利用料金表、本サービスの利用条件、契約期間等本サービスの利用に関して取得する一切の情報を当社の秘密情報として扱うものとします。）のうち、当該開示の際に秘密である旨の表示がなされた情報（口頭で開示された場合には、開示後10日以内に、書面で内容を特定の上、秘密である旨が通知された情報）を意味します。但し、(1)相手方から開示がなされたときに、既に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)相手方から開示された後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。

2. 利用企業及び当社は、秘密情報を本サービスの利用又は提供その他の利用契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者（利用契約遂行のために知る必要のある当社のグループ会社を除きます。）に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 第2項の定めにかかわらず、利用企業及び当社は、法律、裁判所、政府機関又は金融商品取引所の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
4. 第2項の定めにかかわらず、当社は、本サービスの提供その他の当社が必要と認める範囲内において、第三者に対して、当該第三者に秘密保持義務を課すことを条件として、利用企業の秘密情報を提供することができるものとします。
5. 利用企業及び当社は、本サービスの利用・提供の範囲内に限り秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製することができる。複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとします。
6. 利用企業及び当社は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報が記載された書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。
7. 利用企業は、本サービスの利用の検討又は本サービスの利用を行うにあたって、知り得た秘密情報及び個人情報を、本サービスの利用の検討又は本サービスにかかる求人等の遂行の目的にのみ使用するものとし、その他の目的（商業目的か否かを問いません）に使用しないものとします。
8. 利用企業は、本サービスの利用の検討又は本サービスの利用を通じて知り得る秘密情報及び当社の一般に公開していない情報（本システムに関する情報・仕組み・ノウハウ・プログラムソース等を含みますが、これらに限られません）を第三者へ開示・漏洩若しくは利用企業自らのために利用してはならないものとします。

第13条 個人情報、その他の情報の取扱い

1. 当社は、利用企業から取得した個人情報については、当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。
2. 利用企業は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定められた事項を予め承諾するものとします。
 - (1) 利用企業は、候補者等の個人情報を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、候補者等の本人の事前の同意を得た場合を除き、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
 - (2) 利用企業は、候補者等の個人情報の取扱いにあたっては、個人情報保護法等の適用法令を遵守したうえで、OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護措置を講ずるものとします。
 - (3) 利用企業による候補者等の個人情報の使用及び管理に関し、候補者等の又はその他の第三者から、当社に対して訴訟提起及びその他のクレームがなされた場合、かかるクレームや訴訟に対して、利用企業の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社はその裁量的な判断により、候補者等に対して、転職に関連する活動の進捗確認や、利用企業に関する情報を提供する場合があります(利用企業はこれに必要な協力を当社に行うものとします)。

第14条 有効期間

利用契約は、利用契約書に定められた期間中、当社と利用企業との間で有効に存続するもの

とします。

第15条 反社会的勢力の排除

1. 利用企業及び当社は、相手方又は利用契約締結に関する相手方の代理人若しくは利用契約締結を媒介した者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同様です。）であることが判明したときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。
2. 利用企業及び当社は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用企業及び当社は、相手方が利用契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」といいます。）の当事者又は関連契約の締結に関する関連契約の当事者の代理人若しくは関連契約の締結を媒介した者が反社会的勢力であることが判明した場合には、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができます。相手方が正当な理由なくかかる請求を拒否した場合、請求した当事者は催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。
4. 利用企業及び当社は、自己又は自己の関連契約の当事者が、利用契約に関連して、反社会的勢力から不当要求、業務妨害その他の不当な介入（以下「不当介入」といいます。）を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約の当事者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行うものとします。相手方が本項の規定に違反した場合には、利用企業及び当社は催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。
5. 前各項に定めるほか、利用企業及び当社は、相手方の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力であること、又は相手方が資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合は、相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。
6. 本条に基づき利用契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとします。

第16条 本利用条件等の変更

1. 利用契約書で定められた内容の変更又は追加を利用企業が希望する場合、利用企業は、当社に対し改めて利用契約書を提出するものとします。当該申込みの取扱いについては、第3条の規定が準用されるものとします。
2. 当社は、本利用条件を変更できるものとします。当社は、本利用条件を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに当社所定の方法で告知するものとします。告知された効力発生時期以降に利用企業が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に利用契約を解約するための手続をとらなかった場合には、利用企業は、本利用条件の変更に同意したものとみなします。

第17条 連絡/通知

本サービスに関する問い合わせその他利用企業から当社に対する連絡又は通知、及び本利用条件の変更に関する通知その他当社から利用企業に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第18条 本利用条件の譲渡等

1. 利用企業は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本利用条件に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を第三者に譲渡（事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わないものとします。）した場合には、当該譲渡に伴い利用契約上の地位、本利用条件に基づく権利及び義務並びに利用企業の申込情報その他の情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用企業は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第19条 完全合意

本利用条件は、本利用条件に含まれる事項に関する当社と利用企業との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本利用条件に含まれる事項に関する当社と利用企業との事前の合意、表明及び了解に優先します。

第20条 分離可能性

本利用条件のいずれかの条項又はその一部が、適用法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用条件の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第21条 存続規定

第7条（未払がある場合に限ります。）、第10条から第13条まで、第22条及び本条の規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。但し、第12条については、利用契約終了後2年間に限り存続するものとします。

第22条 準拠法及び管轄裁判所

利用契約及び本利用条件の準拠法は日本法とし、利用契約及び本利用条件に起因し又は関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 協議解決

当社及び利用企業は、本利用条件に定めのない事項又は本利用条件の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

【2025年7月29 日改訂】